

■災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

都道府県名	自治体名等	送付先	取扱期間
東京都	日本赤十字社	〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3 日本赤十字社 組織推進部 (台風第 21 号与那国町災害義援金窓口)	2015年10月8日（木）から 2015年11月30日（月）まで
沖縄県	沖縄県 共同募金会	〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 373 番地 1 沖縄県総合福祉センター内 西棟 4 階 社会福祉法人沖縄県共同募金会	2015年10月8日（木）から 2015年11月30日（月）まで
	与那国町	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 129 番地 与那国町災害対策本部	2015年10月8日（木）から 2015年11月30日（月）まで

※ 今後、この度の台風による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行なう救助団体の追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、隨時、弊社 Web サイトでお知らせします。

【掲載ページ】<http://www.post.japanpost.jp/notification/productinformation/index.html>